

旭川スポーツリーダーバンク設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、旭川市のスポーツ振興を図るため、各種スポーツ・レクリエーション指導者の発掘、登録及び有効活用並びに指導者の資質向上を図り、日常生活に結び付いた生涯スポーツの振興を図ることを目的とする。

（スポーツリーダーの職務）

第2条 スポーツリーダーは、次の職務を行う。

- (1) 旭川市、（公財）旭川市スポーツ協会（以下「本会」という）が主催又は共催するスポーツ、レクリエーション関係事業の実技指導を行うこと。
- (2) 地域のスポーツ、レクリエーション関係団体及び旭川市民からの求めに応じ実技指導を行うこと。
- (3) その他前条の目的を達成する事業の実技指導を行うこと。

（登録方法）

第3条 スポーツリーダーは、市民から広く募集して、申請のあった者をバンク登録の候補者とし、バンク登録者の選考方法は、旭川スポーツリーダーバンク登録申請書による書類審査とする。

（登録基準）

第4条 スポーツリーダーは、旭川市、本会の事業に積極的に協力できる満18歳以上の者（高校生は除く）で、次に掲げる基準の一に該当する者であること。

- (1) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格を有する者
- (2) 日本レクリエーション協会の公認指導者等の資格を有する者
- (3) 本会加盟団体及び加盟団体が関係する上部団体が認定する資格を有する者
- (4) スポーツ指導の経験が5年以上の者
- (5) その他特に本会が認めた者

（登録有効期間）

第5条 スポーツリーダーの登録有効期間は、登録した日に属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

（更新）

第6条 スポーツリーダーの登録有効期間満了後、更新しようとする者は、本会が定めた様式にて更新の手続きをしなければならない。

（登録の取り消し）

第7条 スポーツリーダーとして次に掲げる事項に該当したときは、登録を取り消す。

- (1) スポーツリーダーとして不適格な行為をしたとき。
- (2) スポーツリーダーとして社会的信用を失墜したとき。
- (3) スポーツリーダーとして活動ができなくなったとき。
- (4) 登録者本人から登録抹消の申し出があったとき。
- (5) 登録期間満了時に更新の手続きを行わなかったとき。

(スポーツリーダーの派遣)

第8条 地域のスポーツ、レクリエーション関係団体及び旭川市民からスポーツリーダーの派遣の依頼があったときは、次により登録者の中から派遣をする。

(1) 派遣依頼者

派遣の依頼者は、責任者が明確であり、活動する場所、設備、器具等指導を受ける態勢が確保されていること。また、スポーツ傷害保険への加入手続きを行うこと。

(2) 派遣種目

派遣種目は別に定める。

(3) 派遣の手続き

派遣を希望する者は、スポーツリーダー派遣申請書により希望日の1ヶ月前までに本会に申請する。

(4) スポーツリーダーの決定

前号の申請に基づき本会は、スポーツリーダーの紹介の可否を決定し、その旨をスポーツリーダー派遣回答書により、申請責任者に通知する。

(5) 指導回数

指導回数は、1回の申請につき10回を限度とする。

(6) 申請内容の変更

第3号の申請内容等に変更が生じたときは、申請者は、速やかにその旨を本会に届けなければならない。

(7) 派遣決定の取り消し

次に掲げる事項の一に該当したときは、スポーツリーダーの派遣の決定を取り消す。

(ア) 申請の内容に偽りがあるとき。

(イ) 申請事項に違反したとき。

(ウ) その他スポーツリーダーを派遣することが適当でないと認めたとき。

(8) 報告書の提出

派遣を受けた申請責任者は、指導を受けた事業終了後速やかに本会にスポーツリーダー派遣報告書を提出しなければならない。また、スポーツリーダーは、指導終了後速やかに指導等報告書を本会に提出しなければならない。

(謝礼)

第9条 スポーツリーダーに対する謝礼は、原則として派遣依頼者の負担とし、その額は、別に定める謝礼基準とする。

2 スポーツリーダーに対する謝礼は、同一派遣依頼者からの3回の依頼までは本会で半額を負担する。

附 則

- 1 この要綱は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2012年12月1日から施行する。
- 3 この要綱は、2013年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、2014年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、2020年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、2025年4月1日から施行する。

謝 礼 基 準

旭川スポーツリーダーバンク設置要綱第9条1項に定める謝礼は、下記のとおりとする。

謝 礼	備考
3,000 円	大学生(短期大学含む)または専門学校生：1 回あたり
6,000 円	18 歳以上：1 回あたり